

神戸市中央卸売市場業務条例の改正（案）に係る意見募集について（報告）

1. 改正の趣旨

食品流通においては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んでいます。こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの確かな対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図るため、平成30年6月に卸売市場法（昭和46年法律第35号）が改正され、令和2年6月21日に施行されます。

今後も、神戸市中央卸売市場が高い公共性を確保し、市場機能の維持・向上を図ることで生鮮食料品等の流通拠点としての使命を果たしていくため、改正法の趣旨を踏まえ、神戸市中央卸売市場業務条例の改正を行います。

2. 神戸市中央卸売市場業務条例改正案の主な内容

（1）目的・定義等

- ・卸売業者及び仲卸業者の基本的な役割を明記（新設）

（2）開設者が行う事項（卸売市場の業務の方法）

- ・卸売業務の市長による許可制について規定（新設）
（仲卸業務の許可制についても引き続き規定）
- ・「神戸市中央卸売市場業務運営協議会」について市場取引委員会の機能を統合して設置（継続）

（3）取引参加者の遵守事項

① 法定の遵守事項

- ・売買取引の原則、差別的取扱いの禁止、売買取引の方法、受託拒否の禁止、売買取引条件・売買取引の結果の公表、決済の方法等について規定（改正法に即して新設、変更又は継続）

② その他の遵守事項

- ・第三者販売及び直荷引きの規制を、市長への取引実績の報告義務化に見直し（取引規制の緩和）
- ・商物一致の原則、卸売業者による自己買受の禁止等の取引ルールについて、規定を削除（取引規制の廃止）
- ・せり売又は入札に参加できる者については、仲卸業者及び売買参加者に限定、せり人及び売買参加者の手続きを簡素化（取引規制の緩和）

【参考】条例改正の方向性について（案）（主要事項） 資料1のとおり

3. 施行日(予定)

令和2年6月21日(改正法の施行日と同日)

4. 意見募集期間

令和元年12月2日(月)から12月15日(日)まで

5. 資料の閲覧

(1) 意見募集期間中の資料閲覧場所

- ・ 経済観光局中央卸売市場運営本部経営課
(神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階)
- ・ 経済観光局中央卸売市場本場
(神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号)
- ・ 経済観光局中央卸売市場東部市場
(神戸市東灘区深江浜町1番地の1)
- ・ 経済観光局中央卸売市場西部市場
(神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号)
- ・ 市政情報室(市役所2号館2階)
- ・ 各区役所まちづくり課又はまちづくり推進課、北神区役所、北須磨支所、西神中央出張所

※上記のほか、神戸市ホームページにおいても閲覧に供する。

(2) 意見の提出先及び提出方法

- ・ 提出先：経済観光局中央卸売市場運営本部経営課
- ・ 提出方法：郵送、ファックス、電子メール、
神戸市ホームページ内お問い合わせフォーム、直接持参

神戸市中央卸売市場業務条例改正の方向性について（案） 【主要事項】

資料1

	事項		内容	理由
目的・定義	目的	継続	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、卸売市場法に基づき、神戸市中央卸売市場の設置及び管理運営について必要な事項を定め、生鮮食品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって住民の生活の安定に資することを目的とする 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き神戸市が中央卸売市場を開設・運営する目的を明確にするため
	定義	新設	<ul style="list-style-type: none"> この条例において「卸売業者」とは、法第2条第4項に規定する卸売業者であって、本市規定による許可を受けた者をいう この条例において「仲卸業者」とは、法第2条第5項に規定する仲卸業者であって、本市規定による許可を受けた者をいう この条例において「取引参加者」とは、卸売業者、仲卸業者その他の市場において卸売業者又は仲卸業者と売買取引を行う者をいう 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に即し定義を明確化するため
	卸売業者及び仲卸業者の役割	新設	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、生鮮食品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該市場において卸売することを基本的な役割とし、市場の活性化に努めなければならない 仲卸業者は、当該市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食品等を、当該市場内の店舗において販売することを基本的な役割とし、市場の活性化に努めなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 卸・仲卸の基本的な役割を明確にするため

	事項		内容	理由
A 卸売市場の業務の 開設者が行う事項	開設者の責務	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定事項のため
	開設者による売買取引の結果等の公表	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、卸売業者からその日の主要な品目の卸売予定数量やその日の主要な品目の卸売の数量及び価格等の報告を受けたときは、速やかにインターネット等により公表するものとする ※条文は改正法に即した文言に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定事項のため
	卸売業務の許可	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない ※市長の許可制度として規定（現行は農水大臣の許可） ※現行法の規定に準じて条例で規定 ※保証金、監督処分についても引き続き規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の適切な業務運営のため
	仲卸業務の許可	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない ※保証金、監督処分についても引き続き規定 ※関連事業者についても許可制を継続 	
	指導及び助言	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、取引参加者に対し、この条例及びこの条例に基づく規則に定める事項の遵守に関し必要な指導及び助言をすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者に遵守事項を遵守させるため
	協議会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の運営に関し必要な事項等を調査審議させるため、市長の附属機関として、神戸市中央卸売市場業務運営協議会を置く ※市場取引委員会と統合 ※市場関係者間の協議・調整の場として「現場取引委員会」を要綱・要領で規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の適切な業務・管理の運営のため

	項目	内容	理由	
A 卸売市場の業務の 開設者が行う事項	卸売の業務の代行	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、卸売業者が、卸売の業務の全部若しくは一部を行なうことができなくなつた場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は委託の申込みのあつた物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせるものとする 	
	売買取引の差止め 等	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、せり売又は入札の場合において、不正又は不当な行為がなされ、又は不当な卸売価格が形成されていると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる 市長は、取引参加者に売買について不正又は不当な行為があつた時又は買受代金の支払いを怠つた時は売買を差し止めることができる ※条文は改正法に即した文言に修正	
	災害時における生 鮮食料品等の確保	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市長は災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる 	
	衛生上有害な物品 等の売買禁止	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（衛生上有害な物品等）が市場に搬入されることがないよう努めるものとする 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない 	
	市場秩序の保持等	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる 	
	環境の保持	継続	<ul style="list-style-type: none"> 使用者及び市場へ入場する者は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない 	
				<ul style="list-style-type: none"> 市場の適切な業務・管理の運営のため
				<ul style="list-style-type: none"> 市場業務の安定性を担保するため

	項目		内容	理由
法定の遵守事項（共通の取引ルール） B 取引参加者の遵守事項	売買取引の原則	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならぬ 	<ul style="list-style-type: none"> 法定事項のため
	差別的取扱いの禁止	継続	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない ※改正法に即した文言に修正 	<ul style="list-style-type: none"> 法定事項のため
	売買取引の方法	変更	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 実状に応じた柔軟な取引を可能とするため
	売買取引条件の公表 新設	新設	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない ① 営業日及び営業時間 ② 取扱品目 ③ 引渡しの方法 ④ 委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額 ⑤ 支払期日及び支払方法 ⑥ 奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額 ⑦ 卸売業者が定めた受託契約約款 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥は法定事項のため ⑦卸売の受託を円滑に行うため
	受託拒否の禁止	継続	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない 	<ul style="list-style-type: none"> 法定事項のため

項目	項目	内容	理由
法定の遵守事項（共通の取引ルール） B 取引参加者の遵守事項		・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、受託契約約款で定める期日及び支払方法（委託者との特約があるときはその特約の期日及び支払方法）により、委託者に売買取切書を送付するとともに、売買仕切金を支払わなければならない ※改正法に即し、現状を踏まえた期日に修正	・実状に応じた取引を可能とするため
	決済の確保	・取引参加者は、売買取引の相手方と契約、協定等により定めた支払期日及び支払方法により売買取引に係る買受代金を支払わなければならない ※改正法に即し、対象を取引参加者とし、現状を踏まえた期日に修正	
		・卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出するとともに、事業報告書の貸借対照表及び損益計算書の部分について、出荷者から閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない	・法定事項のため
	売買取引の結果等の公表	・卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない ① 主要な品目の卸売予定数量（日ごと） ② 主要な品目の卸売の数量及び価格（日ごと） ③ 出荷・完納奨励金等（月ごと） ※①②は、市長への報告義務も規定（市長による公表のため必要） ※③は、改正法に即し、公表事項に追加	・法定事項のため

	項目		内容	理由
<p style="text-align: center;">その他の遵守事項（取引ルール）</p> <p style="text-align: center;">B 取引参加者の遵守事項</p>	第三者販売の規制	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に報告しなければならぬ。 ※取引の実態を把握するため報告を義務化 	
	直荷引きの規制	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならぬ ※取引の実態を把握するため報告を義務化 	
	商物一致の原則	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・条文削除 ※場外指定保管場所については、引き続き税制特例の適用が可能となるよう指定を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の自由度を高め、活発な取引環境を確保するため
	自己買受の禁止	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・条文削除 	
	開設区域内の小売規制	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・条文削除 	
	受託物品の検収等	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・条文削除 ※その他、卸売をした物品を買い受けた者の明示及び引取り、卸売代金の変更禁止、受託物品の検収についても条文削除 ※運用指針等必要に応じて要綱・要領で規定 	

	項目		内容	理由
<p style="text-align: center;">その他の遵守事項（取引ルール以外） B 取引参加者の遵守事項</p>	<p>取扱品目及びその属する部類</p>	継続	<p>本場 ・青果部 野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く)並びにその他の食料品 ・水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の食料品 東部市場 ・青果部 野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く)並びにその他の食料品 ・水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の食料品 ・花き部 花き 西部市場 ・食肉部 肉類(鳥肉を除く)及びその加工品 ※卸・仲卸の業務許可制とあわせて部類制を継続 ※加工水産物部は水産物部に統合 ※卸・仲卸・関連事業者の最高限度数の規定は実状に応じた許可制度とするため削除</p>	<p>・市場の適切な業務運営のため</p>
	<p>開場期日・時間</p>	継続	<p>・卸売市場は、市場休業日を除き毎日開場する ・市場休業日は、日曜、祝日等とする ・市長は、休業日に臨時に開場し、開場日に臨時に休業することができる ※臨時の休業については、手続きの簡素化のため、承認制から届出制に変更（規則にて規定） ※本場・東部は終日開場、西部は午前8時30分から午後4時までとする</p>	<p>・市場の適切な管理運営のため</p>
	<p>円滑なせり・入札の実施</p>	変更	<p>【せり又は入札の方法による卸売の相手方について】 ・仲卸業者及び売買参加者に限る旨規定 【売買参加者について】 ・卸売業者は、当該卸売業者が行う卸売に参加する者について売買参加者とする場合は、市長に届け出なければならない ※手続きの簡素化のため、承認制から卸からの届出制に変更 【せり人について】 ・卸売業者は、市場において行う卸売のせり人について市長に届け出なければならない ※手続きの簡素化のため、試験に基づく認定・登録制から卸からの届出制に変更 ※売買補助参加者についても承認制から仲卸からの届出制に変更（規則にて規定）</p>	<p>・市場の適切な業務・管理の運営のため</p>

	項目		内容	理由
<p style="text-align: center;">その他の遵守事項（取引ルール以外）</p> <p style="text-align: center;">B 取引参加者の遵守事項</p>	受託契約約款	変更	<p>・卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、委託物品の引渡し、受領等を記載した受託契約約款を定め、市長に届け出なければならぬ ※手続きの簡素化のため、承認制から届出制に変更</p>	<p>・卸売の受託について円滑な決済を維持するため</p>
	仲卸業者の事業報告書の提出	継続	<p>・仲卸業者は毎事業年度経過後に、事業報告書を提出しなければならぬ</p>	<p>・仲卸業者の財務の状況等を把握するため</p>
	卸売業者の取引実績の報告	継続	<p>・卸売業者は、前月中に卸売をした物品について産地別の数量及び卸売金額（税込・税抜）を市長に報告しなければならぬ</p>	<p>・取引の実態を把握するためと市場使用料算定のため</p>
	仲卸業者の取引実績の報告	継続	<p>仲卸業者は、当該市場の卸売業者から買い受けた毎月の仕入高を市長に報告しなければならぬ ※規則から条例に移行 ※市場使用料算定については直荷引きの実績報告による</p>	<p>・取引の実態を把握するため</p>
	委託手数料率の届出等	廃止	<p>・条文削除</p>	<p>・卸売業者による売買取引条件の公表事項として規定</p>
	出荷・完納奨励金等の承認	廃止	<p>・条文削除</p>	
	品質管理の方法	廃止	<p>・条文削除</p>	<p>・食品衛生法の適用を受けられるため</p>